平成２９年（フ）第３５２号
盛岡市三本柳10地割17番地15
債務者　松尾　純平
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３５３号
岩手県北上市川岸４丁目10番５号
債務者　小野寺美佐子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３５８号
盛岡市西松園１丁目４番６号
債務者　南野志央美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１５７号
群馬県館林市大街道１丁目17番14号　エルディム清和一102、前住所埼玉県久喜市古久喜845番地１　〔３一205〕
債務者　相澤　栄孝
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１１９３号
大阪府枚方市楠葉並木２丁目30番10一2201号
債務者　清野　亜美
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０９号
大阪府茨木市西河原２丁目12番103号
債務者　川上　恵子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４０号
大阪市住之江区住之江２丁目５番25号
債務者　髙居ふき子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５２９号
大阪府東大阪市川中２番36号　高田ハイツＢ棟201号
債務者　浦西健一朗
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６６号
大阪市住之江区南港中３丁目３番32一507号、前住所大阪市住之江区南港中３丁目４番12一113号
債務者　宮野　雅則
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７０２号
大阪市北区本庄東２丁目１番21一905号
債務者　南　　琢
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６４号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目23番Ａ一28号
債務者　政木　華恵
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１９号
大阪府交野市幾野３丁目24番17号
債務者　大槻　信朋
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７８号
大阪府池田市渋谷３丁目４番15号　サニーヴィラ202
債務者　二宮　純司
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８２号
大阪府大東市北楠の里町20番22号
債務者　塩屋こと　中井美知子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２３４号
大阪市平野区加美西１丁目13番32号　203
債務者　高原　　明
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６１号
大阪市平野区西脇４丁目１番45号　カーサソレアード103号
債務者　安田満由美こと　姜　満由美（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４号
奈良市大倭町４一35　須加宮寮、住民票上の住所滋賀県彦根市河原２丁目２番33一305号
債務者　野澤　鎌一
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
奈良地方裁判所